

出資団体に対するこれまでの札幌市の取組

| 年 月 | 取組項目 | 概 要 |
|------------------------------|-----------------------------|---|
| 昭和 60 年 8 月 24 日 | 札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱の策定 | 札幌市が出資している法人が年々増加しつつある状況を踏まえ、出資団体の円滑な運営と札幌市の事務事業の適正な執行を図ることを目的に制定。 |
| 平成 6 年 10 月～ 平成 13 年 10 月 | 札幌市行財政改革推進計画などにおける統廃合の検討・実施 | 事業の必要性やより効率的・効果的な事業運営の観点から統廃合を検討・実施。 (1) 廃止 (4 団体) ・ (株) 札幌市場冷蔵 (平成 7 年 3 月) ・ (社) 札幌市冬期野菜供給事業団 (平成 7 年 5 月) ・ (財) 原田冬季スポーツ振興会 (平成 10 年 3 月) ・ (財) 食の祭典委員会 (平成 10 年 10 月) (2) 統合 (10 団体を 5 団体に統合) ・ (財) 札幌市団地管理事業団と (財) 札幌市住宅管理公社 (平成 8 年 4 月) ・ (財) 札幌オリンピック手稲山記念ランドと (財) 札幌公園緑化協会 (平成 10 年 3 月) ・ (株) 札幌交通開発公社と (株) 札幌振興公社 (平成 10 年 12 月) ・ (財) 芸術の森と (財) 教育文化財団→ (財) 札幌市芸術文化財団 (平成 11 年 4 月) ・ 札幌駅南口エネルギー供給 (株) と (株) 北海道熱供給公社 (平成 13 年 10 月) ※下線が存続法人 |
| 平成 10 年 4 月 1 日 | 札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱の改正 | (1) 指導調整対象団体の整理 指定団体の要件の具体化 (出資割合 25% 以上の団体など)。 (2) 所管部局における指導調整の強化 財政局長は所管局長に対して必要に応じて、運営状況調査実施と報告を求めることができる。また、総務局長は、その調査内容に基づき、所管局長に対して、運営改善指導を求めることができる。 (3) 総括部局における指導調整の徹底 設立計画団体での総務局長への事前調整制度創設。 (4) 情報開示への対応 (5) 出資団体調整委員会の審議事項の拡大 個別部局からの具体的案件に加え、出資団体に係る統一的取扱いの審議も行う。 |
| 平成 10 年 9 月～ 平成 11 年 3 月 | 札幌市出資団体の経営状況調査の実施 | 民間経営コンサルティング会社へ団体経営調査を委託 (政令市初の第三者による経営評価) ・ 資産状況判定、定量的指標判定、定性的指標判定による総合評価を行い、団体を「A」～「D」の 4 区分のランク付け。 ・ 結果は市政情報センターやインターネットによる公表。 ・ その後、毎年、市独自の経営調査を実施。 |

| 年 月 | 取 組 項 目 | 概 要 |
|-----------------------------|-----------------------|--|
| 平成 11 年 5 月 31 日 | 札幌市職員の再就職に関する取扱要領の制定 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象団体の整理により、指導の徹底 対象を「すべての出資団体」から「指定団体」とし、指導内容の徹底を図る。 (2) 在職年齢の引下げ及び役員更新時の取扱いの明記 <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳→64 歳 ・ 任期 2 年以内（2 年以内で更新可） (3) 退職金等の支給制限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市再就職者への退職金支給を原則禁止 |
| 平成 11 年 6 月 1 日 | 札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱の改正 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 指導調整強化対象団体の明確化 「特定指定団体」と「一般指定団体」の分離、委員会による特定指定団体への指導調整の徹底。 (2) 出資団体調整委員会の体制強化 構成委員を部長職から局長職へランクアップ。 |
| 平成 12 年 4 月 1 日 | 札幌市情報公開条例の改正 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 出資割合 25%の法人または市長が指定した団体については、情報公開に努めるよう条例で明記。 (2) 出資団体が保有する文書で実施機関が保有していないものは、実施機関に対し閲覧、写しの交付等の申し出が可能。 |
| 平成 14 年 7 月 | 札幌市出資団体評価システムの導入 | <p>新たな都市経営の取り組みの基本方針である「札幌市行政経営戦略」を受け、導入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定団体を対象に、存在意義、事業の状況、経営の状況、市の関与状況の観点から経常的に点検評価を行う。 ・ 評価結果はインターネットにより公表。 |
| 平成 15 年 7 月 | 札幌市出資団体評価システムの評価項目の改善 | 市民への説明責任を果たすとともに、評価結果を基に団体への効率的指導のため評価項目等の追加を行った。 |
| 平成 15 年 11 月 | 札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱の改正 | 委員長を総務局長から助役にすることで、出資団体調整委員会の体制を強化した。 |
| 平成 16 年 4 月 | 札幌市職員の再就職に関する取扱要領の改正 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 副市長、収入役の再就職基準の策定 (2) 民間への再就職に係る営業行為禁止の強化 |
| 平成 16 年 5 月～ 平成 17 年 3 月 | 札幌市出資団体評価委員会の設置 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者など 5 人の委員からなる第三者により、専門的・客観的に 38 指定団体（ノルディック組織委員会及び森林組合を除く）を評価。 (2) 委員会は、平成 16 年度末に札幌市出資団体評価委員会報告書を市長に提出、公表。 |
| 平成 16 年 8 月 | 退職者の再就職状況の公表を開始 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 再就職状況の公表（3 月 31 日以降の退職者の出資団体及び登録業者への再就職者） (2) 在職状況の公表（7 月 1 日現在出資団体常勤役員として在職している市退職者） |

| 年 月 | 取 組 項 目 | 概 要 |
|------------------------------|----------------------------------|---|
| 平成 16 年 11 月 | 指定団体の子会社に係る情報の提供を開始 | 指定団体が出資する商法上の子会社（出資比率 50%を超える商法法人）について、資本金額、経常損益額などを公表。 |
| 平成 16 年 10 月～ 平成 17 年 3 月 | 非指定団体のうち 25 株式会社について出資引揚げ（譲渡）を検討 | 6 社の出資引揚げという方針を決定。 ・（株）日本航空・（株）NHK北海道ビジョン ・（株）北海道放送 ・（株）札幌テレビ放送 ・（株）ドーコン（以上、引揚げ済み） ・（株）北海道曹達（取組中） |
| 平成 17 年 4 月～ 平成 21 年 3 月 | 札幌市出資団体改革プラン推進本部の設置 | 出資団体評価委員会の評価結果を受けて、38 指定団体（ノルディック組織委員会及び森林組合を除く）の改革を進める。 |
| 平成 17 年 9 月 | 札幌市出資団体改革プランの策定 | 38 指定団体（ノルディック組織委員会及び森林組合を除く）の改革プランを策定。 |
| 平成 18 年 4 月～ 平成 20 年 3 月 | 札幌市出資団体点検評価委員会の設置 | 学識経験者など 3 人の委員からなる専門家が、38 指定団体（ノルディック組織委員会及び森林組合を除く）を対象に出資団体改革プランの進捗状況や出資団体の在り方などの点検評価を実施。 |
| 平成 21 年 2 月 | 札幌市出資団体改革新方針の策定 | 出資団体点検評価委員会の指摘等を踏まえて、35 指定団体（森林組合を除く）の改革の新方針を策定。 |
| 平成 21 年 4 月 1 日 | 札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱の改正 | 出資団体調整委員会を出資団体改革推進本部と名称変更、3 副市長を正副本部長とし、出資団体改革の体制を明確化した。 |
| 平成 22 年 7 月～ 平成 23 年 1 月 | 札幌市行政評価委員会による出資団体に関する外部評価の実施 | 学識経験者などの専門家 5 人の委員からなる札幌市行政評価委員会において、以下の 3 指定団体を対象に「市の事業・施策等」と「出資団体」に関する一体的な評価を実施。 ・（財）札幌市青少年女性活動協会 ・（財）さっぽろ健康スポーツ財団 ・（財）札幌市住宅管理公社 |
| 平成 23 年 2 月 | 内部留保資金等活用計画を策定 | 札幌市出資団体改革新方針に基づき内部留保資金等活用計画を策定。 |
| 平成 23 年 7 月～ 平成 24 年 1 月 | 札幌市行政評価委員会による出資団体に関する外部評価の実施 | 学識経験者などの専門家 5 人の委員からなる札幌市行政評価委員会において、以下の 3 指定団体を対象に「市の事業・施策等」と「出資団体」に関する一体的な評価を実施。 ・（財）札幌市公園緑化協会 ・（財）さっぽろ産業振興財団 ・（財）札幌市芸術文化財団 |
| 平成 27 年 4 月 | 札幌市出資団体改革新方針に基づくこれまでの取組の総括 | 札幌市出資団体改革新方針に基づく「これまでの取組の総括 兼 平成 27 年度の具体的な行動計画（アクションプラン）」を策定。 |